

(保 263) F  
平成 23 年 3 月 28 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長  
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による  
高齢受給者証の特例等について

今般発生した東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災により、70～74歳の被保険者等の自己負担割合を「2割（ただし、平成23年3月31日までは1割）」と記載している高齢受給者証が、4月1日までに更新できない場合があるとのことです。

これについて、今般、厚生労働省保険局医療課から、別添のとおり事務連絡が発出されておりますが、その概要については下記のとおりですので、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、全国健康保険協会（協会けんぽ）からも、高齢受給者証等の取扱い等を定めた文書が別途発出されておりますが、これについては、平成23年3月28日付け（保 264）Fにてご連絡申し上げることを申し添えます。

記

1 高齢受給者証の自己負担割合の記載について

70～74歳の被保険者等（現役並み所得者を除く。）の自己負担割合を2割から1割に据え置く特例措置については、平成23年4月1日以降も継続されることとなっている。

したがって、「一部負担金の割合」欄が「2割（ただし、平成23年3月31日までは1割）」と記載されている高齢受給者証については、4月1日までに更新する必要がある。

しかしながら、被保険者等が避難しているなどの事情により、更新した高齢受給者証が4月1日までに被保険者等に交付されていない場合は、「一部負担金の割合」欄に「2割（ただし、平成23年3月31日までは1割）」と記載されている高齢受給者証であっても、当面は、4月1日以降も有効なものとして取り扱うものとする。

2 被保険者証等を持参せずに診療を求められた場合等の取扱いについて

(1) 現在、高齢受給者証を含め、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難して

いるため、医療機関等に提示できない場合は、被保険者等が氏名、生年月日、住所又は事業所名を申し立てることにより、保険診療を受けることが可能とされている。（平成23年3月11日付け厚生労働省保険局医療課 事務連絡）

この際、医療機関等では、被保険者証や高齢受給者証を提示できない被保険者等について、被保険者本人に対する窓口での確認や、保険者への照会等により、可能な限り、自己負担割合等も確認するよう努めていただきたいこと。

- (2) 最終的に保険者において、その被保険者等の本来の自己負担割合と、医療機関等が受領した一部負担金等の額が異なることが確認された場合でも、当面、医療機関の請求どおりの給付割合により、医療費の支払いがなされる。
- (3) なお、厚生労働省から保険者に対しては、次の内容が通知されている。（添付資料中に含まれる別紙を参照）
  - ①患者の被保険者資格の有無、被保険者番号、一部負担割合等について、医療機関等から保険者に照会が行われることがあるため、保険者としては、適切に回答いただきたいこと。
  - ②被保険者等が、医療機関等で本来の自己負担割合より多く負担した場合は、後日、保険者から被保険者等に差額を還付し、また、少なく負担した場合は、後日、保険者から被保険者等に差額を返還請求すること。

#### <添付資料>

1. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による高齢受給者証の特例等について  
（平 23. 3. 25 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）